

平成26年度 放課後児童クラブ 利用案内&しおり



精華町健康福祉環境部子育て支援課

〒619-0285

精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

TEL 0774-95-1917

FAX 0774-95-3974

E-mail kodomo@town.seika.kyoto.jp

平成26年度の放課後児童クラブの利用を希望される場合は、この案内&しおりをよくお読みいただき、期間内に申込みをしてください。

なお、申込書類に不備・不足がある場合は、受付ができない場合があります。

利用申込に際しては、放課後児童クラブ利用申込関係書類封筒に必要書類を入れ、封筒ごと子育て支援課に提出してください。

また、申込書類を郵送される場合は、封筒を二つ折りにして必要書類に添えて郵送してください。

放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね１０歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

指導の目標

学校の放課後、児童が遊びを通じた集団生活の中で異年齢児との交流を深めることにより、相互理解を深め基本的な生活習慣を養うなど、豊かな人間性を身につけるよう育成することを目標としています。

《基本方針》

- ・ 児童一人一人の自発性を大切にし、自主的活動を促す。
- ・ スポーツや遊び等の集団生活を通じ、仲間づくりを進め社会性を伸ばすよう努める。
- ・ 日常生活に必要な生活習慣が身につけられ、規則を守っていけるよう促す。
- ・ 児童の安全管理と保健衛生の徹底を図る。

対象児童

平成２６年４月１日現在、町内に在住する児童で、放課後、保護者が共働きなどの事情で不在になる小学校（特別支援学校小学部含む）に就学する児童（１～６年生）を対象とする。

開所日

毎年度４月１日から３月３１日の毎週月曜日から土曜日までの日とする。ただし、次の各号に定める日は閉所日とします。

- （１）日曜日及び国民の祝日
- （２）１２月２９日から１月３日までの日
- （３）気象警報発令等により学校が休校となった日
- （４）その他、学校行事等で開所できない日

開所時間

開所区分	開所時間
月曜日～金曜日	児童の下校時から午後6時まで
土曜日	午前8時00分から午後6時まで
春・夏・冬休み（長期休暇）の期間	午前8時00分から午後6時まで
その他学校休業日（学校の振替休日等）	午前8時00分から午後6時まで
延長利用（平日月曜日～金曜日）	午後6時から午後7時まで

※延長利用については東光第1・第2放課後児童クラブ、精華台第1・第2放課後児童クラブを除く児童クラブで実施しております。

※土曜日又は、長期休暇中の開所時間につきましては、午後1時の時点で利用児童がいない場合は、午後からの放課後児童クラブを閉所させていただきます。

また、午後からの活動計画の見通しをたてる都合上、午前10時までに登所又は、連絡をお願いします。

※開所区分は、児童クラブが所在する町立小学校によります。

指導員配置

指導員の配置については、一放課後児童クラブあたり、原則2名以上を配置。

ただし、放課後児童クラブの児童数等に応じて指導員を増員する場合があります。

利用基準及び必要書類

放課後児童クラブを利用できる児童は、平成26年4月1日現在、小学校（特別支援学校小学部含む）に就学する児童（1～6年生）で、保護者が次の①～⑤のいずれかの事情に該当する場合です。

①家庭外で働いている

昼間に居宅外で労働していることを常態としていること。

週4日以上または月15日以上の就労で、帰宅時間が午後3時以降であること。

【必要書類】 在職証明書（勤務先で証明）
 自営業証明書（民生委員、商工会等で証明）
 農業従事証明書（農業委員等で証明）

※（収入の目安は40,000円／月以上）

②家庭内で家事以外の仕事をしている

昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態として
いること。

週4日以上または月15日以上の就労で、午後3時以降も引き続いて仕事のために
時間的な拘束を受けること。

【必要書類】 内職証明書（供給先で証明）

自営業証明書（民生委員、商工会等で証明）

※（内職収入の目安は30,000円／月以上、その他の収入の目安は40,000円／月以上）

③病気や負傷または心身に障害がある

- ・ 疾病にかかり若しくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有する者。
- ・ おおむね1か月以上の入院の場合、その入院期間。
- ・ おおむね1か月以上の通院で、それに要する時間が週4日以上または月15日以上で、帰宅時間が午後3時以降である場合、その通院期間。
- ・ その他おおむね1か月以上の、保育ができない旨を記載した医師の診断書等が提出された場合、その記載期間。

【必要書類】 医師の診断書、障害者手帳の写し

④病気や心身障害者の同居の親族等の看護等をしている

- ・ 1か月以上にわたり疾病の状態にある、または精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ・ おおむね1か月以上の入院の付添看護を必要とする場合、その看護期間。
- ・ おおむね1か月以上の通院で、週4日以上または月15日以上
- の通院看護を必要とし、帰宅時間が午後3時以降である場合、その看護期間。
- ・ その他おおむね1か月以上の、看護が必要な旨を記載した医師の診断書等が提出された場合、その記載期間。

※同居していない親族を常時介護している場合は別途「保育にかける状況の申立書」
が必要です。

【必要書類】 医師の診断書、障害者手帳の写し

⑤妊娠中（出産前）であるかまたは出産後間がない

出産予定日の前後8週間のうち、必要な期間。

【必要書類】 母子手帳の写し（出産予定日がわかるもの）

⑥その他

町長が認める①～⑤に類する状態にあること。※学生の場合等含む。

【必要書類】 在学証明書および時間割表等

※児童の利用日数が、週3日以上ない場合（長期休暇中など一部事由除く。）は、利用申込の受付ができませんのでご了承ください。

※上記の証明には、町が定める放課後児童クラブ利用申込用の証明用紙を使用してください。

※65歳未満の同居の祖父母等がおられる場合は、「祖父母等が保育できない申立書」も提出してください。

※申込書類の不備や記入漏れがある場合、受付ができないことがありますのでご了承ください。

【1】申込受付（平成26年4月一斉利用申込）

①子育て支援課の窓口に直接提出の場合

《提出期間》平成26年1月6日（月）～1月24日（金）

午前9時～正午、午後1時～4時30分

※ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

②子育て支援課に郵送で提出の場合

《提出期間》平成26年1月6日（月）～1月24日（金）の消印分まで有効

※書類に不備・不足がある場合は、受付できないことがあります。

※民営放課後児童クラブのうち「ひかりだい放課後児童クラブ」については、直接利用申込を行ってください。（詳細については運営法人発行の利用案内をご確認ください。）

なお、利用料等についても、運営法人への直接納付となります。

《ひかりだい放課後児童クラブ》

〒619-0237 精華町光台七丁目11番地3（光台近隣センター内） TEL95-3820

運営法人 社会福祉法人 千祥福祉会

（法人本部 精華町光台四丁目50番地3 ひかりだい保育所内 TEL95-3651

《留意事項》

- (1) 継続利用を希望される方もあらためて申込が必要です。
- (2) 利用申込の受付期間（1月6日～24日）において、各放課後児童クラブの定員を上回った場合は、低学年（1～3年生）の児童を優先し、家庭で保育ができない状態等を考慮の上、利用決定をさせていただきますのでご了承ください。
- (3) 利用申込時点において利用児童が本町に住所を有していない場合でも、別紙の「誓約書（転入用）」の提出があれば申込をすることができます。ただし、利用日の前日までに本町に転入かつ居住されなかった場合は、利用できません。（利用決定を取消しさせていただきます。）
- (4) 児童の状態等によっては、利用決定にあたり面接等をおこなわせていただく場合があります。
- (5) 放課後児童クラブを継続して利用希望される方で、前年（平成25年）12月分以前の放課後児童クラブ利用料（学童保育協力金）が未納となっている方は利用申込の受付を行いませんので、予めご了承ください。

平成26年4月一斉利用申込にかかる利用決定は、平成26年3月初旬頃に書面で通知します。なお、事前のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

※申込受付期間終了後は、随時受付を行いますが、各放課後児童クラブの定員に空きがある場合のみ、利用を決定させていただきます。なお、利用の決定ができない場合は、待機となりますので予めご了承ください。

〔2〕 申込受付（年度途中利用申込）

《提出期間》 利用開始希望月の前月初日まで

※利用開始希望月の3か月前から受付します。

※初日が土曜、日曜日、祝日の場合は、その前日の開庁日となります。

※書類に不備・不足がある場合は、受付できないことがあります。

《提出場所》 役場庁舎2階 子育て支援課窓口

※利用案内は4月一斉利用申込を中心に作成しているため適宜読みかえて下さい。



精華町内の放課後児童クラブ

《公営放課後児童クラブ》

児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
精北第 1 放課後児童クラブ	精華町下粕河原田 44 番地	93-3396	60 人
精北第 2 放課後児童クラブ	精華町下粕河原田 44 番地	93-3396	40 人
川西放課後児童クラブ	精華町北稲八間畑ヶ田 15 番地 1	94-4577	70 人
山田荘第 1 放課後児童クラブ	精華町桜が丘二丁目 22 番地 1	72-0782	60 人
山田荘第 2 放課後児童クラブ	精華町桜が丘二丁目 22 番地 1	72-0782	40 人
東光第 1 放課後児童クラブ	精華町光台七丁目 43 番地 1	95-3338	60 人
東光第 2 放課後児童クラブ	精華町光台七丁目 43 番地 1	95-3338	30 人
精華台第 1 放課後児童クラブ	精華町精華台一丁目 2 番地 1	95-3766	60 人
精華台第 2 放課後児童クラブ	精華町精華台一丁目 2 番地 1	95-3766	40 人

《民営放課後児童クラブ》

児童クラブ名	所在地	電話番号	定員
ひかりだい放課後児童クラブ (運営：社会福祉法人 千祥福祉会)	精華町光台七丁目 11 番地 (光台近隣センター内)	95-3820	40 人
かしのき放課後児童クラブ (運営：社会福祉法人 長尾会)	精華町南稲八妻砂留 22 番地 1 (地域福祉センターかしのき苑内)	94-5585	30 人

【記 入 例】（公営放課後児童クラブ及びかしのき放課後児童クラブ用）

※ひかりだい放課後児童クラブは、運営法人専用の申込書を使用してください。

精華町放課後児童クラブ利用申込書

平成 2 5 年〇〇月××日

精華町長 木村 要 様

申請者 住所 精華町大字南稻八妻小字北尻 70 番地

（保護者）氏名 精華 太郎 

電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

放課後児童クラブへの利用を次のとおり申し込みます。

利用 児 童	(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日		小学校名 (学 年)	区分 ※ 2
	(セイカ ジロウ) 精華 次郎	男	平成 19 年 4 月 2 日		〇〇 小学校 (2 年生) ※ 1	☒ 継続・新規
	(セイカ ハナヨ) 精華 花代	女	平成 20 年 4 月 2 日		〇〇 小学校 (1 年生) ※ 1	継続 ☒ 新規
	()		年 月 日		小学校 (年生) ※ 1	継続・新規
家 族 状 況	氏 名	性別	生年月日	続柄	勤務先・学校名等 (勤務先等電話番号)	
	精華 太郎	男	昭和 51 年 4 月 2 日	父	〇〇役場 (□□□□-□□-□□□□)	
	精華 花子	女	昭和 51 年 4 月 2 日	母	〇〇百貨店 (□□□□-□□-□□□□)	
	精華 一郎	男	平成 11 年 4 月 2 日	兄	〇〇中学校	
利用を希望する 放課後児童クラブ名		(児童が通学されている小学校区内の放課後児童クラブを記入してください。) 〇〇放課後児童クラブ				
利用を希望する理由		(具体的に記入してください。) 例) 両親共働きの為、保育ができない				
備 考		利用開始希望月：平成 2 6 年 4 月 原則 1 日からの利用となります。転入など 1 日以外の場合は日付も記入して下さい (何か伝達事項等ありましたら、記入して下さい。)				

※ 1 学年欄は、新学期（4 月）からの利用の場合のみ新学年を記入してください。

※ 2 区分欄は、新規又は継続のどちらか該当する方に〇印をしてください。

放課後児童クラブ利用料及び延長利用料

①利用料 月額 5,000円

②延長利用料 月額 2,000円

※利用料及び延長利用料（延長利用申込者のみ）は月割制となっており、1日以上
の在籍者は1か月分の利用料を納付していただきます。日割り計算はしませんので
予めご了承ください。

* 放課後児童クラブ利用後、利用料を3か月滞納された場合は、3か月滞納の
翌月より、利用をお断りし、利用の廃止措置を取らせていただきます。

利用料納付方法

口座振替

利用料の納付は、口座振替でお願いします。

口座振替の手続き方法は、【精華町公金口座振替依頼書】に必要事項を記入の上、
直接取扱い希望の金融機関（下記の金融機関のみ）の窓口へ提出してください。
振替日は各月の月末です。ただし、12月は25日です。（金融機関休業日の場合
は、翌営業日となります。）

なお、手続きに時間を要する場合がありますので予めご了承ください。

※放課後児童クラブ利用開始日までに口座振替の手続きを済ませてください。

【精華町公金口座振替依頼書】の用紙については、利用決定通知書と一緒に送付さ
せていただきます。なお、用紙については、3枚複写になっていますので、記入後
は、そのままはさず直接取扱い希望の金融機関に提出してください。

精華町指定（代理）金融機関

（銀行）

京都・みずほ・三菱東京UFJ・三井住友・南都・りそな
・関西アーバン・ゆうちょ（旧郵政公社）

（信用金庫）

（その他金融機関等）

京都・京都中央

J A 京都やましろ

上記の各本支店・出張所

※上記の指定（代理）金融機関は、事情により変更になる場合があります。

振 込

都合により口座振替ができない場合は、「納付書」を送付しますので、納付期限までに、納付書裏面記載の金融機関の窓口で納付してください。

ひかりだい放課後児童クラブを利用される方は、別途口座振替の手続きが必要となりますので、運営法人に直接お問い合わせください。

平成26年度の納期限（口座振替指定日）

4月分：4月30日 5月分：6月2日 6月分：6月30日

7月分：7月31日 8月分：9月1日 9月分：9月30日

10月分：10月31日 11月分：12月1日 12月分：12月25日

平成27年

1月分：2月2日 2月分：3月2日 3月分：3月31日



【記入例】

放課後児童クラブ利用料

公金の種別

児童の名前・生年月日・放課後児童クラブ名を記入してください。

依頼内容

新規・変更・取消のいずれかに○を付けてください。

精華町 公金口座振替依頼書 自動払込利用申込書兼廃止届書

取扱金融機関 御中

町公金を口座振替(自動払込)で納付(取消、廃止)したいので、下記のとおり依頼します。

新規・変更・取消 (金融機関控)
(申込・廃止) ※赤字は該当部分に「○」

開始(廃止)時期

利用される該当月もしくは口座振替を希望する月を記入

(手続きによっては口座振替が遅れる場合があります。この場合は手続き完了後の引き落としとなりますのでご了承ください。)

預金種目・口座番号

普通・当座・納税準備のいずれかに○を付けてください。

銀行名と番号・支店名と番号を記入してください。

自動払込を利用される通帳の口座番号を記入してください。

通帳記号番号

ゆうちょ銀行は自動払込を利用される通帳の記号と番号を記入して下さい。

通帳届出印と同じ印鑑を使用してください。

傷害保険の加入

放課後児童クラブ中の不測のけが、事故等に備えて、「傷害保険」に加入します。
保険加入料は、精華町（又は運営法人）が負担します。

（保険内容）

通院１日につき １，５００円 入院１日につき ４，０００円

※原則、放課後児童クラブへの登降所中のけが、事故等は対象となりません。

放課後児童クラブの利用開始日

【４月一斉利用】 利用開始日：平成２６年４月１日
 申 込 期 間：平成２６年１月６日（月）～１月２４日（金）

【年度途中利用】 利用開始日：利用開始希望月の１日
 ※１日が日曜日、祝日の場合は、休日明け最初の日となります。
 申 込 期 間：利用開始希望月の３か月前から前月初日まで
 ※初日が土曜、日曜日、祝日の場合は、その前日の開庁日となります。

《利用に際して必要なもの》

- ①ハンドタオル又はハンカチ
- ②コップ
- ③弁当く土曜日、春・夏・冬休みの期間、その他学校休業日（学校の振替休日等）>
 ※持ち物には必ず名前を記入しておいてください。

利用後の留意事項

（１）申込内容の変更について

利用申込書提出後、諸事情により当初の申込内容に変更が生じた場合（世帯の状況・勤務先・勤務内容等、各種証明内容に変更があった場合等）は、その都度速やかに該当する書類を子育て支援課に提出してください。

（２）在職証明書等の提出について

①誓約書（転入用）等を添付しての利用申込をした方は、町が指定する期限までに、在職証明書等を提出していただきます。在職証明書等を提出されない場合は、放課後児童クラブを利用できる基準に該当しないものとして利用を廃止させていただくこととなりますので、予めご承知ください。また、利用申込書等の記載事項と事実が異

なる場合にも放課後児童クラブの利用を廃止させていただくことがありますので、併せてご承知ください。

②年度途中においても、放課後児童クラブを利用できる基準に該当しているか否かを確認させていただくために、在職証明書等を提出していただく場合があります。

(3) 緊急連絡先の事前届出について

町（又は運営法人）が定める緊急連絡カードを放課後児童クラブ利用の初日に、必ず指導員まで提出してください。なお、緊急連絡先を変更される場合は、その変更内容を必ず指導員まで連絡してください。

※緊急連絡カードは、大変重要なものでありますので、記入漏れのないようお願いします。

(4) 気象警報発令等による臨時閉所の対応について

①気象警報発令の場合（京都府南部及び山城南部地域）

- ・ 学校が休校となったとき
- ・ 学校登校後に一斉下校等となったとき
- ・ 放課後児童クラブ中に警報が発令されたとき（保護者にメール等により連絡の上、原則迎えに来ていただきます。）

※気象警報発令等により臨時閉所となった場合、警報が解除されたあと、再度児童クラブを開所することはありません。

②土曜日及び長期休暇中等に気象警報が発令された場合（京都府南部及び山城南部地域）

- 午前7時現在、警報が発令されている場合・・・

自宅待機

- 午前10時までに警報が解除された場合・・・

放課後児童クラブを開所

③天災、災害の場合

④伝染病（インフルエンザ等）の発生により学年及び学級閉鎖となった場合

- ・・・

当該学年及び学級に在籍する児童については、利用できません。

※災害時や非常事態の発生の場合は、保護者の方への連絡が難しいと考えられるため、その際の避難場所（自宅以外の児童の下校先）を予め決めていただき、災害等の状況に合わせて対応できるよう事前にご家族・お子様と調整しておいてください。

(5) 防犯・防災情報メール配信システムの利用について

京都府において、府民の安心・安全に寄与するために、防犯・防災等を迅速に伝えることを目的に、携帯電話やパソコンに電子メールで情報を提供するシステムが運用されています。

本町においても、このシステムを利用し、放課後児童クラブを利用する児童の安全等にかかる情報共有手段の一つとして活用を図っていきたいと考えていますので、13・14 頁の京都府発行パンフレット（写）をご覧ください、登録をしていただきますようよろしくお願いします。



防災情報や防犯情報等を メールでお知らせします。



※画面は全て一例です。

お知らせする情報の種類

京都府から登録内容に応じて、以下の内容をメールでお知らせします。

- 気象情報
注意報、警報等の気象情報
- 防災情報
防災啓発情報や災害時におけるお知らせ情報等
- 要配慮者・支援者情報
手話通訳者派遣、各種講習会の案内や災害時の生活相談等
- 防犯・犯罪情報
防犯のための啓発情報や犯罪の発生情報等

登録は携帯電話で、

anzen@k-anshin.pref.kyoto.jp

まで空メールを送信してください。

7月10日から受付開始!! ※詳細は裏面を御覧下さい。

京都府

○登録方法

1. 携帯電話から空メールを送信します。

送信先アドレス

「anzen@k-anshin.pref.kyoto.jp」

2. 京都府から登録案内のメールが返信されます。

利用規約を御確認の上、メール内に記載されているURLへアクセスして登録を行ってください。

3. 登録が終了すると携帯電話の画面に登録完了の表示がされます。

※完了表示がされない場合は、手続きが正常に終了していない場合がありますので、再度登録手続きを行ってください。

(注意)このメール配信は携帯電話での受信に対応しておりますので、携帯電話以外で受信手続きを行った場合は送信内容が正常に表示されない場合があります。

(お知らせする情報の詳細)

京都府から登録内容に応じて、以下の内容をメールでお知らせします。

○気象情報

- ・大雨や洪水等の注意報(年間約590回)や警報(年間約30回)の気象情報の提供
- ・地震発生時の各地の震度に関する情報や指定河川洪水予報等の提供(年間約390回)

○防災情報

- ・防災啓発情報(災害発生時の心構えや備え等)
- ・防災シンポジウムの開催案内
- ・災害時における道路情報、河川情報
- ・その他緊急情報 等

○要配慮者・支援者情報

- ・手話通訳養成講座など各種講習会の案内
- ・災害時の生活相談など各種サービスの案内 等

○防犯・犯罪情報

- ・防犯のための啓発イベント情報、優良防犯器材の紹介
- ・犯罪等の発生に関する情報
- ・犯罪情勢分析ニュース 等

※本件に関するお問い合わせ

気象情報・防災情報に関するお問い合わせ:075-414-4466(総務部防災室)

要配慮者・支援者情報に関するお問い合わせ:075-414-4598(保健福祉部障害福祉室)

防犯・犯罪情報に関するお問い合わせ:075-414-5079(府民労働部安心・安全まちづくり推進室)

(6) 利用児童が発熱やけが等をした場合の対応について

①児童が、37度5分以上の発熱がある場合

・・・・・・・・・・ 保護者に連絡の上、原則迎えに来ていただきます。

②児童が、けが等をした場合

・・・・・・・・・・ 応急処置を行い、保護者に連絡します。

※けが等の程度により救急（119番）対応を行う場合があります。

(7) 利用児童の通所及び帰宅方法・欠席・早退について

●土曜日及び長期期間中等での自転車による通所は禁止とします

●10月から3月の間で午後5時（これ以外にあっては午後6時）以降の帰宅については、保護者の迎えを原則とします。なお、保護者に代わって中学生以上の兄弟等の迎えも可とします。

●利用児童の帰宅方法・時間等については、利用開始前に指導員と十分調整してください。

●利用児童が、放課後児童クラブを欠席・早退する場合は、必ず指導員に連絡してください。

●利用児童が、塾等により帰宅した場合は、早退したものとみなします。

(8) 延長利用の手続き

延長利用を希望される場合、「放課後児童クラブ延長利用関係申込書」を延長利用希望月の前月15日までに在籍している各児童クラブ又は精華町役場子育て支援課へ提出してください。

なお、提出にあたっては、必ず保護者の方が行っていただきますようお願いいたします。

もし、児童の方へ預けられて提出された場合は受付できませんのでご了承ください。

※精華台第1・第2放課後児童クラブ、東光第1・第2放課後児童クラブにつきましては、現在、延長利用の実施は行っておりません。

(9) 延長利用の変更・廃止の手続き

保護者の方が就労時間変更等の理由により、延長利用を必要としなくなった場合などは、利用されている放課後児童クラブ指導員にその旨を連絡し、併せて「放課後児童クラブ延長利用関係申込書」を必ず子育て支援課に提出して下さい。（電話等での受付はできません。）

(10) 利用の廃止手続き

保護者の方が離職等により利用基準に該当しなくなった場合、その他事由により放課後児童クラブの利用を廃止される場合は、廃止される日の1週間前までに、利用されている放課後児童クラブ指導員にその旨を連絡し、併せて「利用廃止届」を必ず子育て支援課（又は運営法人）に提出してください。（電話等での受付はできません。）
※次の場合は利用を廃止（取消し）することがありますので予めご了承ください。

①5日以上引き続き無断で欠席した場合

②特別な理由なく1か月に15日以上欠席した場合（土・日曜日、祝日は除く。）

(11) 利用休止の手続き

利用児童が病気やけが等により児童クラブを1か月以上休む場合、又は、夏休み期

間の8月の1か月すべて休まれる場合、保護者の方が仕事をされているにもかかわらず長期にわたり休暇となり、その期間、放課後児童クラブへの通所の必要がないと判断された場合は、利用を休止される日の1週間前までに、利用されている放課後児童クラブ指導員にその旨を連絡し、併せて「利用休止届」を必ず子育て支援課（又は運営法人）に提出してください。（電話等での受付はできません。）

なお、利用休止期間は原則2か月以内とします。

※利用休止届の提出がない場合、放課後児童クラブに通所していなくても、その期間の利用料はいただきます。

（１２）間食（おやつ等）の取扱い

各放課後児童クラブにおいて、開所日に利用児童に対して間食（おやつ等）を提供していますが、放課後児童クラブを欠席される場合は、間食（おやつ等）の提供は行いませんので、予めご了承ください。



放課後児童クラブQ & A

Q 1 現在、無職でこれから仕事を探す場合に、放課後児童クラブの利用申込はできますか？

A 1 利用申込をしようとする時点で無職の場合は、申込できません。

Q 2 祖父母が同居していても放課後児童クラブの利用申込はできますか？

A 2 祖父母が65歳未満で児童をみることができるときは、放課後児童クラブの利用申込はできません。

児童をみることができない場合は、放課後児童クラブの利用が可能です
が「祖父母等が保育できない申立書」が必要です。

65歳以上の場合は、申込時に祖父母についての書類は不要です。

Q 3 町内の放課後児童クラブであれば、どの放課後児童クラブでも利用申込はできますか？

A 3 現在通学している小学校の校区で開設されている放課後児童クラブ以外への利用申込はできません。



Q 4 在職証明書などの必要書類は、申込時に一度提出すればその後は利用の廃止まで提出する必要はありませんか？

A 4 職場が変わった場合や利用資格の理由が変わった場合は、その都度必要書類（証明書等）を提出してください。（年度途中でも不定期で書類の提出を求める場合があります）。

Q 5 仕事を辞めました。放課後児童クラブの利用を廃止しなければなりませんか？

A 5 仕事を辞めて、その他に利用基準に満たない場合は、放課後児童クラブの利用を廃止していただきます。

Q 6 精華町以外の市町村に居住していますが、精華町内の放課後児童クラブを利用できますか？

A 6 精華町内の放課後児童クラブを利用できるのは「精華町内に居住している児童のみ」です。

なお、利用申込時に精華町以外の市町村に居住している方で、利用開始日の前日までに精華町に転入することが確実な場合は、精華町在住の方と同様に受付します。

ただし、町が定める「誓約書（転入用）」を添付してください。

※住民票が精華町にあっても、居住実態がない場合は精華町内の放課後児童クラブは利用できません。

※出産等の一時滞在の場合は利用できません。

Q 7 転職して仕事が変わりました。子育て支援課に届出は必要ですか？

A 7 町が定める在職証明書を提出してください。

Q 8 放課後児童クラブの利用を途中で廃止する場合は、届出が必要ですか？

A 8 利用期間満了の場合は、届出は不要です。

利用期間内に途中で利用の廃止をする場合は、子育て支援課（又は運営法人）に「利用廃止届」を提出してください。

※必ず利用廃止日（利用廃止日は各月末）までに利用廃止届を子育て支援課（又は運営法人）に提出してください。

提出が遅れた場合は翌月以降も利用料が必要となります。

Q 9 利用申込前に放課後児童クラブの見学はできますか？

A 9 放課後児童クラブで行事がある場合等を除き、見学は随時可能です。

ただし、事前に見学希望の放課後児童クラブに電話で連絡してから見学に行ってください。

Q 10 放課後児童クラブの延長利用登録をしています。迎えが午後7時以降になる場合はどうしたらよいでしょうか？（民営放課後児童クラブ除く。）

A 10 延長利用登録をおこなっている方の最長利用は、平日は午後7時までですので時間を守っていただきますようお願いします。

なお、諸事情により午後7時までにお迎えができない場合については、各種団体が実施していますサポート事業等の活用をご検討願います。

サポート事業の紹介は、次頁以降をご覧ください。



サポート事業

※平成25年10月末時点の情報ですので利用される際は再度確認してください。

各種団体が実施しているサポート事業を紹介します。

① 精華町社会福祉協議会『ふれあいサポート事業』

日常生活を送る上で、何らかの援助を必要とする方に対し、地域の協力者が家事援助などのサービスを提供する会員制の福祉サービス事業です。（保育所等の送迎・外出時の付き添い・家事手伝い他）

1. 利用者 町内在住の方
2. 利用方法 会員登録が必要（申込時1,000円/年間）で、利用申込は、原則として1週間前まで電話または社会福祉協議会地域福祉課窓口までお申し込みください。
3. 利用料 30分あたり350円 月～金曜日午前9時～午後5時まで（祝日除く）
4. 保険 活動中の事故に備えて、保険（協力会員のみ）に加入しています。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 地域福祉課

所在地 精華町大字南稲八妻小字砂留22番地1

「地域福祉センターかしのき苑」内

電話番号 0774-94-4573 FAX 0774-93-2278

受付時間 月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

② 精華町シルバー人材センター『子育て支援 委託事業』

概ね60歳以上の方が会員として加入しており、お困りの方々の暮らしのお手伝いをします。子どもの保育所等の送迎、産前産後の家事援助、短時間の子守り等のお手伝いもします。

1. 利用者 町内在住の方
2. 利用方法 事前にご依頼ください。また、ご依頼後に必要に応じて面談等があります。
3. 利用料 内容により料金決定（例：お迎え及び保育の場合：最初の1時間以内990円、その後495円/30分）
4. その他 上記とは別に、各種子ども会行事、自治会行事、子育てに伴うイベント等を企画・実施をすることもできます。詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 精華町シルバー人材センター

所在地 精華町大字北稲八間小字井手ノ元27番地1

電話番号 0774-98-0510 FAX 0774-98-0670

受付時間 月～金曜日/午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

③ 精華町病児・病後児保育事業

子育てと就労の両立を支援するために、保育所及び放課後児童クラブ等に通所している児童等が病氣中又は病氣の回復期にある場合で、かつ集団保育や家庭での保育が困難な場合において、当該児童を一時的に預かる「病児・病後児保育事業」を医療法人社団医聖会学研都市病院に委託して実施しています。

1. 利用者 本町に居住又は本町内に保護者が勤務し、かかりつけ医等で病児・病後児保育室の利用が可能であると判断を得られた児童（満1歳から小学校3年生までの児童）で、次のいずれかに該当する児童。

(1)保育所や放課後児童クラブ等に通所している児童（無許可保育所を含む）

(2)保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他社会的にやむをえない事由により家庭において保育が困難な児童

2. 利用方法 利用される場合は事前に利用登録が必要です。

登録にあたっては、利用登録申請書を精華町役場健康福祉環境部子育て支援課に提出し利用登録証の交付を受けてください。

3. 利用期間 1利用期間 7日間を限度（原則）

4. 利用時間 月～土曜日の午前8時～午後6時まで

通常保育：午前8時30分～午後4時30分

時間外保育：午前8時～午前8時30分

午後4時30分～午後6時

ただし、①時間外保育は、別途料金が必要となります。

②病児保育のみ通常保育となります。（当面の間は時間外保育はご利用できません）

5. 実施施設 精華町病児・病後児保育室 ひまわり

所在地 精華町精華台七丁目4番地1

（学研都市病院 介護老人施設とちのき6階）

電話番号 0774-93-1226

6. 利用料 通常保育 1回・日あたり2,200円

（在勤者：1回・日あたり3,300円）

時間外保育 30分あたり300円

別途、給食・おやつ代として300円が必要です。

※利用日当日午前7時30分以降、キャンセルされた場合、給食・おやつ代を負担していただくことになりますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

精華町役場 健康福祉環境部子育て支援課

所在地 精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

電話番号 0774-95-1917 FAX 0774-95-3974

受付時間 月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

④ 精華町子育て短期支援事業

●ショートステイ事業

子育て中のご家庭で、保護者の方が入院や出張、育児の疲れなどの理由で、一般的に家庭で子どもがみれなくなったとき、児童をお預かりする事業です。

●トワイライトステイ事業

子育て中のご家庭で、保護者の方が仕事などの理由で平日の夜間や休日に不在となり家庭で子どもがみれなくなったとき、児童をお預かりする事業です。

1. 利用者 町内に住所を有する児童（小学校修了前まで）
2. 利用方法 利用申請書は精華町役場健康福祉環境部子育て支援課
(Tel0774-95-1917) まで
※原則として利用の1週間前までに申請をお願いします。
※施設の利用状況等により一時的に利用できないことがあります。
※利用する際の持ち物については、利用決定時にお渡しする「持ち物リスト」を確認して下さい。
※利用する際には、保護者が施設へ送迎してください。
3. 利用期間 ・ショートステイ事業 原則として7日以内（1泊から6泊7日）
短時間（4時間未満）利用可
・トワイライトステイ事業 原則として6ヶ月以内
（1日4時間程度、午後10時以内を基本とする。）
基本時間帯：夜間養護事業：午後5時～午後10時
：休日預かり事業：午前9時～午後5時のうち4時間
（学校の休み期間中）
4. 実施施設 京都大和の家（児童養護施設・乳児院）
所在地 精華町大字南稲八妻小字笛竹37番地
電話番号 0774-98-3840
FAX 0774-98-3841
5. 利用料 ショートステイ事業 1人につき1日0円から5,400円
（1泊2日 0円から10,800円）
トワイライト事業 1人につき1回 0円から1,350円
※食事代等が必要です。また、延長の場合、料金別。
※利用料については、世帯の状況によって異なります。
※利用料は直接、施設へお支払いください。

【お問い合わせ先】

精華町役場	精華町役場健康福祉環境部子育て支援課
所在地	精華町大字南稲八妻小字北尻70番地
電話番号	0774-95-1917 FAX 0774-95-3974
受付時間	月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

⑤ あったかプロジェクト（NPO 法人亀岡子育てネットワーク）「あったかめ〜る」
「あったかめ〜る」は、京都府「平成22年度子育てに優しい京都府づくり推進事業」

により、京都府とNPOが協働して、行政情報・民間情報問わず「子育てに必要な情報を必要な人へ」タイムリーに届けるため、京都府内全域に配信されています。

「あったかめ〜る」は、「あったかプロジェクト」を中心に京都府内の子育て支援団体が協力し、それぞれの地域の子育て情報をママならではの視点で発信されています。

- サービス対象：15歳以下のお子様をお持ちの方
- 会員登録方法（あったかめ〜るを受信するには、会員登録が必要です。）

ステップ1 まずは空メールを送信
at@happy192.jp



QRコードでカンタン
空メール送信

happy192.jpのドメインが受信できる
設定にしてメールを送信してください。
詳しくは<http://happy192.jp/at>へアクセス

ステップ2 あなたのニックネームを入力

ステップ3 あなたのお子様のニックネームと生年月日を入力

ステップ4 あなたの活動エリアを選択

ステップ5 送信 → 登録完了

【お問い合わせ】

あったかプロジェクト（NPO 法人亀岡子育てネットワーク）

電話番号 0771-20-1556

Mobile 080-4235-0192

Mail info@attaka-mail.net

Q 1 1 放課後児童クラブには、定員がないのですか？

A 1 1 各放課後児童クラブごとに定員を設けております。

各放課後児童クラブの定員は、案内&しおりの6頁を参照してください。

放課後児童クラブガイドライン（抜粋）

1 対象児童

対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができること。

2 規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。

また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

